平成２４年（フ）第４５９号
埼玉県羽生市南５丁目19番地33
債務者　黒田　忠廣
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多野孝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１７６号
長野県上田市上田原884番地２　ハイツ・こさかい102号
債務者　小林　禮子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第３０号
堺市北区金岡町787番地４
債務者　飛田　　猛
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山浦　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４２６号
埼玉県比企郡小川町東小川２丁目23番地16
債務者　大津　定夫
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢部　喜明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４２７号
埼玉県比企郡小川町東小川２丁目23番地16
債務者　大津　禮子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢部　喜明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４６８号
埼玉県東松山市松山町２－１－25　えふがーでんＡ－101、住民票上の住所埼玉県熊谷市今井148番地
債務者　藤野　　茂
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２２８２号
札幌市北区北37条西５丁目１番14―308号
債務者　立花智恵子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４０４号
名古屋市守山区幸心３丁目1311番地　興濃運輸社宅401号
債務者　村邉　春樹
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮﨑　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５０６号
愛知県長久手市城屋敷404番地　アッパーイースト105号
債務者　幸陽建材こと　浅野　　太
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　敦賀　昭代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６９４号
横浜市中区山下町98番地　ＧＳハイム山下町506号室
債務者　堀　　知子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　義人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７４３号
熊本県宇土市松山町4086番地
債務者　兼瀬　武志
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　守田　英昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８号
熊本市中央区本荘６丁目17番15号
債務者　河野　和子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江越　和信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４６２号
岐阜市松屋町65番地11　ソフィア303号室
債務者　髙橋　正治
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大町　　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５０２号
岐阜市折立840番地１　ユニテ井上604号室
債務者　丹羽　功二
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今尾　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４５２号
岐阜県本巣郡北方町北方2266番地の１　ホクホウマンション202号
債務者　勝野　明光
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内沙絵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３８３号
函館市上野町37番20号
債務者　佐藤　祐一
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２１７号
静岡県富士市柚木138番地の１　グレイス参番館405号
債務者　堀江　宏幸
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３３２号
奈良県御所市大字本馬205番地
債務者　寒川　保宏
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係